

安川病院居宅介護支援センター 重要事項説明書

居宅介護支援契約の締結にあたっては、「居宅介護支援重要事項説明書」の内容について十分に確認され、且つ同意のうえで行っていただきますようお願いいたします。なお、ご利用者の身体状況によりご判断等に支障がある場合は、ご家族または成年後見人等の立ち合いのうえご契約をお願いいたします。

居宅介護支援サービス提供の開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明するべき事項は次の通りです。

1. 事業者の概要

(1) 事業者の概要

【 名 称 】	医療法人 安川病院
【 所 在 地 】	福井県福井市大和田 2 丁目 108
【 代 表 者 】	安川 繁博
【 電 話 番 号 】	0776-52-2800

(2) 居宅介護支援事業所

【 名 称 】	安川病院居宅介護支援センター
【 所 在 地 】	福井県福井市大和田 2 丁目 108
【 介護保険指定番号 】	18010119204
【 管 理 者 】	山岸 悦子
【 電話番号/FAX 番号 】	0776-52-2807 / 0776-52-2809

2. 運営方針

- (1)事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。
- (2)事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3)事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不正に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (4)事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター。他の指定居宅介護支援事業者、主治の医師、介護保険施設等との連携に努めます。

3. 営業日及び営業時間

【 営 業 日 】月曜日～金曜日

土・日・祝祭日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとさせていただきます。

【 営 業 時 間 】午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

4. 職員の職種、人員及び職務内容

【介護支援専門員】(管理者と兼務) 常勤 1 名以上

5. 事業の実施地域

福井市・坂井市・吉田郡

6. 居宅介護支援サービスの概要

(1)居宅サービスの計画

- ①利用者宅を訪問し利用者及び家族等に面接します。
- ②適切な方法により、解決すべき課題を把握します。

- ③地域におけるサービス提供体制を勘案し、サービスの目標及びその達成時期、サービスの留意点を記載した計画原案を作成します。
- ④医療サービス希望の場合は、主治医等の意見を求めます。
- ⑤被保険者証に認定審査会意見等の記載がある場合は、利用者の理解を得てその内容に沿います。
- ⑥サービス担当者会議開催・照会等により、原案について各専門的見地から意見を求めます。
- ⑦サービスの種類・内容・利用料について、利用者又は家族等に対し、説明文章による利用者の同意を得たうえで計画を作成します。
- ⑧利用者及びその家族等、サービス提供事業者等へ継続的に連絡・連携を行います。
- ⑨必要に応じ、居宅サービス計画の変更、サービス提供事業者等との連絡調整、その他の便宜を提供します。

(2)介護保険施設への紹介等

- ①利用者が、自宅において日常生活を営むことが困難、又は介護保険施設への入院・入所を希望する場合は介護保険施設等への紹介、その他の便宜を提供します。
- ②利用者が、介護保険施設等から退院又は退所しようとする場合は、自宅での生活が円滑に移行できるよう計画作成等の援助を行います。

(3)利用料

利用料につきましては、厚生労働大臣の定める基準による金額となります。ただし、要介護又は要支援認定を受けられた方は、居宅サービス計画費は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき当社からサービス提供証明書を発行いたします。後日、市町村の窓口サービス提供証明書を提出しますと、全額払戻を受けられます。

要介護1・2	1,086 単位	初回加算		300 単位
要介護3・4・5	1,411 単位	ターミナルケア マネジメント加算		400 単位
特定事業所加算(Ⅰ)	519 単位	緊急時等居宅 カンファレンス加算		200 単位
特定事業所加算(Ⅱ)	421 単位	退院・退所加算 (Ⅰ)	イ)450 単位	ロ)600 単位
特定事業所加算(Ⅲ)	323 単位	退院・退所加算 (Ⅱ)	イ)600 単位	ロ)750 単位
特定事業所加算(A)	114 単位	退院・退所加算 (Ⅲ)		900 単位
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250 単位	通院時情報連携加算		50 単位
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200 単位	【※1 単位:10 円】		

(4)解約料

ご利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

7. サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

まずは、相談窓口の電話番号にお電話ください。事業所の介護支援専門員がご自宅に伺い、契約を締結した後、サービスの提供を開始させていただきます。

(2)契約期間について

契約は、契約手続きを行った日に開始となり、ご利用者の要介護状態区分の有効期限が満了する日をもって終了いたします。但し、ご利用者からの文書でのお申し出がない場合には、次回の要介護状態区分の有効期限満了までは自動的に更新されます。

(3)サービスの終了

- ①ご利用者の都合でサービスを終了する場合

この契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、ご利用者は契約終了を希望する1週間前までに事業者へ通知するものとします。

②事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、ご利用者への居宅介護支援サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前に文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

I ご利用者が介護保険施設に入所した場合。

II 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者の要介護認定区分が、要支援2、もしくは要支援1もしくは自立(非該当)と認定された場合。ただし、この場合は、担当地域の包括支援センターにご利用者の情報を提供する等、連携を取らせていただきます。

III ご利用者がお亡くなりになった場合。

④その他

事業者は、正当な理由がなく居宅介護支援サービスの提供を拒否することはありません。但し、以下の場合には居宅介護支援サービスを中止させていただくとともに、ただちに当該市町村に状況を報告いたします。

I 介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合。

II 偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、また受けようとした場合。

8. 居宅サービス事業所の決定

(1) 利用者は、居宅サービスの利用にあたり、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることができます。

(2) 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所について、その選定理由の説明当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

9. 個人情報の保護

(1) 事業者及び事業者の使用する者は居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この情報を保守する義務は、契約終了後も継続します。また、事業者は事業者の使用する者が職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保守するべき旨を、職員との雇用契約に含め遵守させます。

(2) 事業者は、利用者及びその家族に関する情報が含まれる記録物について、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3) 当事業所は、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族等に関する情報を第三者に提供します。

① 要介護認定調査及び居宅サービス計画に内容について、関係する都道府県・市町村付属機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合。

② 主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供を求めた場合。

③ 利用者が医療系サービスの利用を希望し、意見を求めた主治医の医師等に対してケアプランを交付した場合。

④ 居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者・地域包括支援センター・居宅サービス事業者・かいご保健施設等の関係人が、サービス担当者会議等によりサービス提供上の情報を用いる必要がある場合。

10. 事故発生時の対応

(1) 居宅介護支援に関わるサービス提供中に事故が発生した場合、速やかに利用者の家族等、市町等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。又、事故の原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

(2) 当事業所は、支援提供時の事故に備えて、損害保険制度に加入しています。事業所又は従業員の責に帰すべき事由により、利用者又はその家族等に損害を及ぼした場合は、その損害を前記損害保険制度が認定する範囲内で賠償します。

11. サービス内容に関する苦情・苦情窓口

(1)下記についてのご相談や苦情がございましたら、当該事業所の苦情申し立て窓口まで遠慮なくお申し出下さい。

I 事業所が提供するサービスについて

II 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

窓口担当者： 山岸 悦子

連絡先:0776-52-2807

事業者内苦情処理担当： 事務長 宮田 直人

連絡先:電話 0776-52-2800 FAX 0776-52-2809

(2)当事業所窓口以外でもご相談や苦情などについては下記の窓口でも受けられます。

公共機関窓口	連絡先	
福井市窓口 (福井市役所介護保険課)	住所	福井市大手 3 丁目 10-1
	電話番号	0776-20-5715
坂井市窓口 (坂井地区広域連合)	住所	坂井市坂井町上兵庫 40-15
	電話番号	0776-72-3305
吉田郡窓口 (永平寺町役場福祉保健課)	住所	吉田郡永平寺町松岡春日 1-4
	電話番号	0776-61-1111
福井県国民健康保険団体連合会	住所	福井市西開発 4 丁目 202-1 福井県自治会館4階
	電話番号	0776-57-1611

12. 苦情処理の体制及び手順

- (1)ご利用者からの苦情及び相談があった場合、ご利用者の状況を詳細に把握するために必要に応じて状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情確認を行います。
- (2)特にサービス提供事業者に関する苦情であった場合には、ご利用者の立場を考慮しながら事業所の責任者に対して慎重に事実関係の特定を行います。
- (3)担当者は把握した状況を管理者とともに検討し対応方法を決定します。
- (4)対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果の報告を行います。

13. 虐待防止及び身体拘束適正化について

- (1)事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止及び身体拘束適正化等のため次の措置を講じます。
 - ①虐待防止及び身体拘束等適正化に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者： 事業所管理者
 - ②虐待防止及び身体拘束等適正化のための研修を年1回以上実施します。
 - ③苦情解決体制を整備します。
 - ④その他の虐待防止及び身体拘束等適正化のために必要な措置を行います。
- (2)事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- (3)事業者は、虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する虐待防止委員会を諮問機関として設置します。委員会は3ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- (4)事業者は、虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に周知徹底を行います。

14. 非常災害対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)を、年に2回以上、実施します。

15. サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者様、ご家族様、関係者等において、次の掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。